

岐阜県地球温暖化防止活動推進センター岐阜県自動車通勤対策支援補助金交付要領

(総則)

第1条 この要領は、ぎふグリーン活動推進基金創設補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条の規定に基づき、岐阜県地球温暖化防止活動推進センターの事務局となっている財団法人岐阜県公衆衛生検査センター（以下「公衛検」という。）が創設したぎふグリーン活動推進基金により、従業員の通勤に自家用自動車が使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置（以下「自動車通勤対策」という。）を行う事業者に対して補助する岐阜県自動車通勤対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、交付の決定その他補助金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自動車通勤対策を行う県内事業者に対して、その費用を補助することにより、自動車通勤からの転換を促すことを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 公衛検は、県内事業者が行う自動車通勤対策に要する経費のうち、補助の対象として公衛検が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業の対象者は、次の一又は二に該当する県内事業者とする。

- 一 岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成21年条例第21号）第22条第1項又は第2項の規定に基づき自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出した事業者
- 二 この補助金の交付を申請する年度内に、前項の自動車通勤環境配慮計画書を知事に提出する事業者

3 補助対象経費及び補助金額は次のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

補助対象経費	自動車通勤対策を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費）並びにその他必要な経費で理事長が承認した経費
補助金額	補助対象経費の全額（上限を30万円とする）を交付する。ただし、千円に満たない端数は除くものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に必要書類を添えて、理事長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 理事長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、申請した事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに交付金の決定を行うものとする。

2 補助事業の採否の決定にあたっては、別に定める方法に基づき審査を行う。

(補助金の交付の条件)

第6条 理事長は、補助金の交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、申請者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業を行うために締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
- 二 補助事業を中止又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合においては、速やかに理事長に報告し、指示を受けること。

(補助金の交付決定通知)

第7条 理事長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができるものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付決定を受けた事業計画の変更の承認等)

- 第9条 補助事業者が、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって次の各号に定める変更については、この限りでない。
- 一 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20%以内のもの。
 - 二 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 二 補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者が補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

- 第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他本要領に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。また、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

- 第12条 理事長は、補助事業の実施状況について必要と認めるときは、その運用状況の報告を求めることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

- 第13条 理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。
- 2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定により、補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を理事長の指定する日までに執らないときは、第20条第1項の規定により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(代表者等の変更届)

- 第14条 補助事業者が、代表者又は所在地を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届を理事長

に提出するとともに、新たな登記簿謄本及び定款、関係規約、会則等変更内容を証する書面を提出しなければならない。

2 補助事業者が、合併等により事業を継承したときは、事業継承届を理事長に提出しなければならない。

(実績報告及び評価等)

第15条 補助事業者は、交付決定に係る補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の成果及びそれに関する評価を記載した実績報告書に必要な書類を添えて、その定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知しなければならない。

2 前項の補助金の額は、第7条により補助事業者に通知した補助金の額と第15条の実績報告書に記載された補助対象経費のいずれもを超えない額とする。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができるものとする。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を理事長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 理事長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要領に基づく理事長の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(理由の提示)

第20条 理事長は、第13条の規定による補助事業の遂行若しくは一時停止、第17条の規定による補助事業の是正のための措置又は第19条の規定による補助金の交付決定の取消しの命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第21条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第22条 補助事業者は、第19条第1項の規定による交付決定の取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付し

た場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年3.6%の割合で計算した加算金を公衛検に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年3.6%の割合で計算した延滞金を公衛検に納付しなければならない。
- 4 理事長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、理事長が定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、理事長は、当該取得財産等が、理事長が定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(立入検査等)

第24条 理事長は、補助金交付事業の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(補助金の経理及び関係書類等の保存)

第25条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支を明確にした証拠の書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を理事長が指示する期間保存しなければならない。

(その他)

第26条 理事長は、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附則

この要領は、平成22年9月16日から施行する。